

2016 (平成 28) 年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」をうけて、  
小郡市では全国に先駆け、1995 (平成 7 年) に定めた「小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を 2018 (平成 30 年) 年 3 月に改正しました。

## 『小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例』では…

部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい小郡市の実現に寄与することを目的としています。

改正後、相談体制の充実

また啓発だけでなく、  
人権教育の充実が  
もりこまれました。

「すべての市民の人権が  
尊重されるまち 小郡」をめざし、  
子育て・教育・福祉など、相談体制の  
充実を図っています。  
また、市民の皆さん一人ひとりが  
人権尊重のまちの主体者になるため、  
人権啓発や人権教育の充実に  
努めています。

今回ご紹介したように、小郡市の保育所・幼稚園や小・中学校で、  
わたしたち・ぼくたち子どもは学んでいます。

大人のみなさんも、いっしょに学びつなるといいなあ！